

矯正施設における農福連携の 取組について

令和8年7月13日
法務省矯正局

拘禁刑創設の趣旨

令和8年6月9日
法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法定制以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
○刑法（懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法（拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第13条 削除

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

- ✓ **受刑者の必要性に応じた作業の実施**
作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。
- ✓ **作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇**
作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。
- ✓ **作業を含む受刑者生活への動機付けの強化**
一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。²

拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ **特性を把握するためのアセスメント機能を強化**

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ **特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施**

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

出所

3

矯正処遇課程の新設

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者
D	拘留課程 Persons Sentenced to Penal Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Persons Eligible for Juvenile Training School	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者
I	禁錮課程 Persons Serving Imprisonment Without Work	禁錮受刑者
F	外国人処遇課程（一般） Foreign Persons	日本人と同一の処遇が困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreign Persons Requiring Special Needs	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreign Persons under Certain Treaties	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者
J	少年処遇課程 Juvenile Persons	20歳未満の者であって、少年院在院受刑者処遇課程に該当しない者
Y	若年処遇課程 1～3 Youth Persons	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者
L	長期処遇課程 1～4 Long Term Persons	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者
G	一般処遇課程 1～4 General Persons	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者

	課程名	対象者
O	開放的処遇課程 Open House Treatment	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
ST	短期処遇課程 Short Term Persons	執行すべき刑期が6月未満の者
A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
DS	高齢福祉課程 Senior Persons Requiring Daily Care	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
DH	福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Handicapped Persons Requiring Daily Care	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
DM	福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害） Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者

従来のAB指標に替わる新たな観点

処遇レベル

再犯リスクと処遇準備性^(注)の2軸で判定(4分類)

	再犯リスク	処遇準備性
レベル1	低	高
レベル2	低	中～低
レベル3	高	高～中
レベル4	高	低

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度 4

社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年12月施行）

→ 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、「個別支援処遇推進チーム」による多職種の職員でのチーム処遇を実施

→ 本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に

【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的にケース会議を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



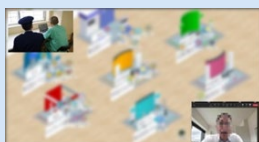
○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労が必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

＜職親プロジェクト＞

- ・出所時に働く場を提供
- ・メタバース空間における仕事フォーラム（受刑者が参加する企業説明会）を実施



＜民間企業が開発したプログラム＞

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握

- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整

- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整

- 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施



息の長い支援

犯罪をした者等の中には支援や援助が必要な人もいる（令和6年矯正統計年報）



犯罪時に無職
68.2%



犯罪時に住居不定
16.0%



65歳以上
13.8%



精神障害のある人
22.4%



高卒未満
54.1%



出所時に
帰住先が明確でない人
16.8%

【 刑務所等での指導・支援】

- 刑務作業・職業訓練
- 再犯防止に向けた指導
- 福祉等へつなぐための支援



【 地域社会の支援 】



就労の確保



住居の確保



保健医療・福祉サービスの提供



修学支援

一般就労と福祉的就労の狭間にある者の就労の確保

第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

農福連携に取り組む企業・団体等やソーシャルビジネスとの連携

【施策番号16】

法務省は（中略）、農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起し、農業等への就労促進を図るほか、農福連携関係団体から食材等の調達を推進する取組を通じ、双方にとって効果的で持続可能な関係構築を図る。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

7

立ち直り支援としての農福連携

農福連携等推進ビジョン2024改訂版

（令和6年6月農福連携等推進会議決定）

障害者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の地域で働きづらさや生きづらさを感じている者の中で農業に関心を持つ者を農業での就労につなげていくため（中略）次の取組を推進する。

- 矯正施設における就農体験や職業訓練等を通じた技能等の習得、就業支援センター等における農業実習等を通じ、犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた取組を推進
- 犯罪をした者等のうち農業での就労が適当であると認められる者と農業分野での協力雇用主等とのマッチングの推進

8

刑事施設における取組



9

少年院における取組



10

ソーシャル・ファーム就労体験(令和2年度～)

就労体験やケース検討会を開催し、農福連携団体等と少年院との相互理解促進



11

農福連携意見交換会(令和2年度～)

矯正施設の見学や意見交換等により農福連携団体と刑事施設との相互理解促進



12

農福連携団体からの食材調達(令和4年度～)

農福連携団体において生産された食材等を積極的に調達し、相互の理解を促進



13

農業用ハウスの設置(令和6年度～)

矯正施設において、年間を通じて農業実習が可能となるよう農業用ビニールハウスを設置



14

農福連携事業所の見学(令和7年度～)

出所後の生活や作業のイメージを持たせるため、在所中に農福連携事業所の見学を実施

